慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	千九百七年の恐慌を論ず
Sub Title	
Author	丸山, 訓造
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.2 (1909. 3) ,p.253(119)- 264(130)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090301-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

C に向 ケ 云以 らぬと云ふが、 つてをる。 七の敷は人類開闢の始より、 の様になったものと考へられる。 ほ七 十五日 ケ月は二十九日許であるから、 加 月 6 は、七と云ふ敷に り下 0) を變へる、 0 れてをる。 ぼすことの推測も出來る。 向が 下間がに 佛の供養をするにも、 日となる 0 から 引力に關係が 、二囘高 大潮で、 楽も一週り 5 四囘程變化 で人體とは 潮で、其中間が小潮である。てに關係がある。何放かと云へば、深く考へて見れば、此一週日 上がり下 其隋性 創世紀 故に引力の働き具合 付て少々研究する 一變する。俚語の云ふところに ζ. する 即ち七日飲まね なつて二回低 カゴ 雕る がりで、 幾千萬年の 地球は七 勘定になる。 七日 一種不思議な數と者 からざる關係 併し是を述るに 之を四分す 月 R R の引力の くなる 必要がある で出來た 一週日 ばが效命 人體に作用 大陰暦の大陰暦の とば、つい つて 。丁度 ば剃 験がほん 迄は を持 抑 即ち B 違 揚 な

ち死と音が通じてをるから、不起するのである。四十二歳以後は、際の發達が略ぼ定まり、六七四十 るから、 年にして 聲の變化 男の 生れるのは女百人につい る。 一の還暦 死亡率が多い 病氣に罹り易 十四四 七七四十九歳は存命男女 「歳は生理 に近い歳 はすると共 實際體質にも大變化 をるけ X 十で古稀の質をする。十二迄は平坦にして、 を解 する O それ れども、 0 いて 從て其年齢 12 上子 であらう。 であるが、 から二十 身體內 と収替 17 老衰 Т. れが起るのは當然であれが見るところであ 體質が次は の敷が 近くの内 に激變が 不吉である、 體質上から云へば、 男百四人計なれど、 年と云ふは、 へる配 一歳は丁年で、 以上述べる 等しき歳 次第々々 をする る 、十三は六十 俗に所謂 では、 起る 來た様 9 から、 6 身體 一番

故がある。 ان ان ان 子ので 力> かざるを得ない。 あるが から、 七堂伽藍、 秘的の 七幾七道の 七草等より、 是は月の引力が 七と云ふ數は一 自然界に於ける光線の組成色と、 ので 七寶、 併し之は 共に七であるに至ては、 あると云ふ考が ち方に至る迄、 七條 七度生れて賊を討つなど 種不可思議なも 人間を通じて顕は 月とは何等 0 起っ 七の 72 0 敷に縁 ので 0) 6 n 南 72

なる

、ことの多く又人に依り其所見を異にする

して敢て區別する者少なく從つて混

言に之を譯

語に

ては

般に

Crisio &

panic も共に恐慌と

千九百七年の恐慌を論ざ

丸山訓譜

緒論

年の恐慌は種々なる點に於て以前米國に起れる數に充分なる時期に到達せるを知る。實に千九百七り而して其に依りて惹起されたる特質を考究する今や吾人は千九百七年米國恐慌の成行の一般を談

事例に屬せり。 会衆國々立銀行制度の創立以來未だ會で見ざるの銀行の支排停止、破産者の續出を見たるが如きは、全國に亙りて信用機關は破壞され全然同時に度の恐慌と相 似せる所 多けれとも其 激 烈の度强

故に兹に本論に入るに先だち聊か兩者の意義を ありて クラヰ する飯點 かにするの 整理 にし の為に惹起され得るな かく シスは商業界繁榮の ス は物質は たり の如 代 を以 7 要あるべし。 **ッ**、 115 般に低落して商工業は ニックは一國信 資本的生産に於 期を伴ふものなり、 業界に を見る つて 以 て成立 6 於ける急性 アー して恐慌に關し 用 ける必然的に生 制 مثب 度の一時的 ŀ 振はず、 沈 ン氏は 般の信念 0 滞期に \mathcal{C} 例

正三三

雅

シスと同一 Depression(不景氣)を以 パア して商工業の 間に となし 情を ン氏恐慌論 而して 用及物 動及 > 一七頁) ニッ C 潤 見たるも カゴ " なる詞 常 永ら期 0 0) は クラヰ 8 V Ť の擾 人

| 範圍に支排不能の狀態を齎らすもの」とせり。| 極端保守主義の急激なる適用にして事業家の廣き

(ジョーンス氏經濟恐慌論、四頁)

放て株 大統領 十三年 旭る ラ中 あらず又パ " く之に ことあ 式資本放下に於てク 2 の恐慌に續 反して = b ブ ツク 例之米 100 は時としてクラキ ニッ 1 長き沈滯 7 0 F ŋ ラ 17 17 ッ 工, 本 C 亦 シ . 6 の終 年に スあ ズ 1 的 X. 百 = 三年 17 ッの ラ 於て千八百 b シ 近 L ス る なくし ニッ の夏に づきて 言は カゴ > 200 ッ =

> 夫れ千九百 新銀行論第 益の なる 危急 V ス 12 失に止 17 12 3 第六版、 引 も又破産の憂目を発れ得ず 3 續 É なるべけ -ッ 七頁參照 ればなり 起らん なる 淵期は通常と異 か多數 る商 B 然るに のは破産 雅: 0 II. 17 **教授** 7 ならず の利 クラ

券の巨額 場に於て 子步合 は千八百 般人民を刺激 したる豫想外 は の發行 જ 米 九 なり、 てて 未曾 國 十三年の其に比して驚く 年の ति のものなりき、株式相場は暴落し、利 場に 、通貨の死職、長期に亙る銀行たるは急激なる銀行の収付、應 有の上騰を來た 1 發生する 於ては勿論、 變は外見上 もなき恐怖心に Ļ 0 ベ百 尚其の上に 、き偉獣 過ぎず 金融中心市 七十三年 75 行の態 る を ては表

あり する所 なすなり、 して とする際に なりと第二に南 してとを感せざる程に 之を以て 破壊され資本の U 所ならや。 0 今米國經濟 を見る 然れ 恐慌 資本の ども事 更に米西戦 クラ 8 7 以て に第 4 界に 後の 需 存 シ 見舞 ス 在 、平日の如 を異に と云ふ は 邻 態を をも其 の不 昨 以 し其舊地位 年 爭 3 に足らず 適合 12 T. F 0) ッ 現象の する 破壞時期來れる 71 より 論者 B 加 b 17 ふる者は 1 0 直 旭 1-に歸らん 界の富 " に恢 のあ M. IJJ b 6 N 因 17 b

金産額増加の影響

物質の騰 要せざる次第 界の 貴 的 0 .現象中 なり は金の 事實たる 特筆す なれども干 供給の非常 非常 べきも 既に なる増 八百 明 0 21 自 十七年 にし 加及之に伴 7 7 の初 玆 H 21 17 21

> 供給高 金は千 より 計算に從 國の の驚く 億 T T 弗 1 は 3 に増 儿 均 儿 年 百 四十 物質は こへば國立 百 百 べき膨脹 人後に起り 合に 億沸に 加 年 年 億弗を下 1 75 --年より千 四割方騰貴 h 表はれた 及州 月に 億 72 1 金の此増 らざり 立銀行 る なり 千八百 たる 儿 より 6 Ħ ર્યુ 1 のな 百 E Ļ たる 七年の 小 12 質際此 株式 b 真際此等は千八百年の間に六十億那不國に於て銀行預 ける IC 百 於て 通貨監督官の 七年 īlī 百 > 個 場に 夢想だ 七年には に 人 金貨本位 17 は百三 0) 於 の金 預金 b 9

總て 7. 0) は此 なる 業熱を抑 0) 度の恐慌に 加 12 歸 は主として 쒜 因 對して せずんばあ

人に 放降を受けずして充滿せり 場は人 ラ足 深 0 色此 人 総續するものと思維せり ン 6 心別流は 士 シス たる事質なさに 氣旺盛 好景氣は太陽東より は之を以てかくの如き自 7 の火災震災等の にして手形交換高 -H 九百 兩 七年の あらざ ・變災難に て西に没する 物質は騰 然の狀 は膨脹し に至るなで 其等は æ 7 質し株式 態に據 B 通常 拘らず 及 何 .1). 水 3

心此 交換高 Ŧ. 加奈太に於ても又は全歐洲て此好 景 氣は決して獨 りゃ 好景 該 儿 百六年に 國に至るなで假合其度淺 は千八百九十六年には五百十億弗氣に騙られざるなく合衆國に於け ラ い百八 より は千六百憶那に 百三十億磅に り米國 13 フ 3 米國のみ ラ しと雖も 達 ~ に上れ 巴里の交換高 し、 0 倫敦の交 倫別なり 7 12 何 は 限ら 9 れ南 0

> 株式の發行は千九百四年に終る五ケられ合衆國全部の富を稍超過せり、 高 價證券の高 質なる資本放下 態の T 在したるな たるが此 四億五 12 の著しき高を含 に缺乏を感ずるに至れり 要したる資 新事 Ŧ 業 ·四百九 は千九百 たる如 0 5 を起す為に 中に 0 は倫敦に 為にする 0 13 十七萬八千 く反 高は 年に 合衆國に於ける新設會社 資本に 動 3 於て を齊らす て發行さ 需要多く遂に 九百七十五世紀五ヶ年間の 世界を通じて既發有 約千百億弗 對する需要殊に不確 て吾 資本の べら皆 英國に於て新 一卵と記さ でと第出 る外國 の総計 資 勢 本供 力同 定に 0 -1

九〇四年 八〇六年 〇五年 一四五九、三二五、〇〇〇 一六九四、一八七、三一 一六九四、一八七、三一 一〇〇三、五四二、二〇〇一〇〇三、五四二、二〇〇 0 ---

資本に 對す なる 需要の原因たる全世界

0

於 b С. Ę するの る。國 尚 鯯 7 Ł 72 ¥ 0 **社の方監督を蒙ること少なく、とが盛に各地方に行はれたる7何注意すべきは最近十年間に信制引步合に對して中央銀行の殴** 準備 はある る 限とすること等何れ で金貨と伴はずして自由 攸 る場合には之を救濟す 立 西 T に此等金融機關に於ける信用 一銀行に 制 陌 肖 金を要せず又銀 度及紐育 部地 11> Ŧ. なる シ 對して全國の國立 方 Ŋ 15 3 る機關を備 7" 株式 6 17 1. 収 徐資 も投機熱の原因 金 ン 行紙幣を之に當つ 引場の受渡 }. Ź 金が 以上に に信托會祉と の監督を全く 17 ことなり 0) 1 L 在す 銀行 又州立銀行は適 組育 するこ 収引は 準備 カゴ 0) 17 る 6 關な 朝事 百 となる殊 大都 ----州立 金 るを得 とを得 ある程 H F 3 飯 一般の起 ら殊 を預 を以 īlī d. 信 國 銀 會 V.

托會 の會社 正貨を以て保有し其他は る可らざること、なれ する準備 手形交換 will)を非常 一定の資格ある 六年紀 對して多くの株式を發行すること行はれたり カゞ なさに至れ も拘らず、 愈以て 經濟界の好景氣 l は預金に て發 合 所は信 金を置 が常なる高價によりで 育 株式相場 爾後信 の法律となり され 6 對して 次交換 有價證券を以て充つることを得る \mathcal{T}_{i} の義務 會 たる株 而して一方に於て近年私人の企 百二十萬 托會 1,2 0) に對 b 見積 て從來の 他の銀行 8 割五分の準備金を有せざ 《數百八 一
おは投 C 祉 して 負は 株式 إك 5 を來たさしめたり 1 交換所に加 て交換所に加 會 しめんとし 金の に三分の一のみ 織に の見積りたる僧 祉の暖簾(good-への預金若くは 三にして 百 變更し多く 四年 たる時 17 んせる信 加 料とな 入せる には

ono 手に 着質なる の手に下らず所謂 其優先株は八十九四分三より四十 才 水せ 717 價を ン たり、 下落した の時質は 株式も三十九、 14 12 á 5 0 銀行家は常時既に前 株式が 表せざる程 要するに當時株式は着質なる投資業者 例 へば千九 9 ---------る狀 噸二十 不消化 證券 カン 八分の七よ 度に上 ٠, れば鋼鐵 四那二十 じたると 其姿を絶てり を以 百三年二月以來 引 圣 . 7. に入 0 水た 千九 方を警戒せし undigested security 合同 \mathcal{H} 9 b 百 ○に下落 十三日 七年に steel 百二年 四分三に下 F. ツ coporati が果然 にス 17 至 十五 グ 12 俄 n Ļ ア 頃 18 然 b

> 債四百萬弗を發行し のみ。 めたり てとな 9 其前途につき經濟界に恐怖心を 儿 たりしか二十萬弗 H 17 沭 ス ŀ シ市 カジ Ö 124 に應募あ 步利 仆 TIS

るの 紅育 せしに二百七 n 事質を生し、 市る同 時 に同 一萬三千弗 萬三千弗の際 着々 經濟 **心會の狀況不良の事實の應募を得るに止なれ** 五百萬弗の市債を發行

ニ月ッの

之を買 交換 時價騰貴せしが忽ち十月 民銀 ited copper stockton ぜる通貨の緊縮に依り惹起 普通の 加 えと 何と云ふに B 新ア 相 的 11 たる 前 ムステ 113 當時 クの して 爲め 恐 J. のな 盛の 一時三十七那より一部のなり、即ち一部の 商業銀行、 十六日に至りて十郎に下 國民銀行、 1 3 3 於 れけたる 心は 5 カゞ 部の 然らば其 銅株式 Un 六十兆に 米利加 9 手形 士

は 6 制度なる 米 行 る者 行 Æ Įζ ļζ 12 對して擔 對 の銀行の収締役となりて を以て収 IV 度 1 7 カゞ 引に 支店制度にあらずし 保に當て資金を融通 に入れ かゝる不都合を生じたる 占を行 13 叉他 る 行 の銀 銀行 爲 行を敬 7 せり 行 特立 0 、株 株 7 0 江 式 11. 加

者の るなら 力> カジ 開此 直 0 7 71 八千二百萬弗に上れり、れり、此會社は紐育に於 一に行はれぬ、而し て十月廿 一 日にば役員の更迭をなすべきとを命ぜり 時委員なる銀行業者は如く交換所に助力を二 體 に囘收し難き事業に資本を固定したる結果 を驅逐のする必要を感じ若し助 ボッ 力 絶したり、 托會社も又委員會の 力を二三銀行より乞ひ來 於て第三番 放に忽に収 銀行 る窮 會 社より 日に至 Ħ 付を來た に位し預 助力 力を要す 17 投機 を求 りて 9

> を受け の資 預 T. 7 那に ı ガ し近 0 恐怖を抑 大銀行家と ント 取引所を閉塞せんとする時 金を受けたりし 預 力にも影響 立 Ξī. 々數 シ 金減 0 て二週間 銀行 事務 托會 H マス 3 間に三千五百萬弗の國庫金を紐 12. 北 _ 4 所に至りて協議 6 内に三千 託し信 大臟卵 亦 Ļ 會 の國庫金を投ぜり 急走して してニ < 其跡を絶ち金融營業は 托 H 0) 四百萬那を支排び 千五 コル 如ら取 一百萬那 は 二千萬那 を重 17 Ľ. を救濟するの用 Ľ° H なり に信托會 17 付には國立 12 托會社 たれ を出 は紐育市 术 より二百萬 구: ン も國庫金 d ŀ 祉よ 扩 明中に現場の ンモレル 引 0 12 17 w

六日 より質行したり、各に至りて交換所貸付 質行 72

地其發行高を舉ぐ n

ば

レラデ カゴ 育 三、二九五、〇〇〇

0 0

Ō 0

ン ŀ w

ス

ŀ

:/

一二、九九五、〇〇〇

IV ウォー チモ #

3

三、五、五八五、五八五、〇〇〇

ソ、一方に通貨代用の種々り、一方に通貨代用の種々に對して打歩は四歩五 厘以に る救濟に拘らず紅育 の種々流通の五 厘に上 Įζ 々流通證券發行 通貨は死滅され 於ける銀行並 **通證券發行せられた** 上り長く三分に居れ 賃は死藏され、通貨 に信托會

に乱か

にして必要時期に n で必要時期に膨脹し得等を以てしても如何に 米國通貨制度が ざるの缺點 前度が不完全

恐慌救濟策

劵の發行、 恐慌の際に當り t

> b 七種 とす 6 Ć の標準 に分たる、 知 3 各地に を得 立ち 難さも 但し其或者は著しく 於て發行せられ ものあるは又発れざる所具或者は著しく類似し殆此等代用券を種別する時 たる

の決濟用 劵の發行總高は二億三千八百萬弗 E. され 此度の動搖 證券を發行し を見ず、 貸付證券を發行するは從 交換所貸付 此度の恐慌に 72)約三倍年 9 として敷額 夫の千八百 1 たるは には四十 に當れ て恐慌中 けるが Ħ. 百弗 二市以上の各市に於て發 育 十三年の恐慌に於て 合 全米 外 如 來其例に乏し より二萬 銀行間に 盛 क्त 即 (۲ 谷 千八百 一發行さ 弗 於 に過ぎざり 12 H からざれ Ħ. る諮 Mi n 九 る なる 付證 は 交 此

交換所 迄の 貸付證券 に同年の恐慌に際し に徴するも (流通用 依るも 3~8亦千八百九-ハ)、元來交換所 銀 行 初 の勘定決濟 て各交換 一證券の 1 年 E 0

普及して同洲内のみならず其他の各 て發行 せられ 交换所 すら發行せらるゝに至れ H 實 再 デョーデア、 際東南部諸 往 CK せられたるは なる證 切手e取引者小切手 此應急券の中 々交換所の設立せら に對して 州に限ら を發行 は 心となり、 千八百九 0 5 する 支排用 75 に至り 其他 (C) れざる小市 十三年 に供 紐育宛為替手形 然る 12 地に於ても ては 倘 17 3 1 力> 全國に 邑に於 崩 F 於 加 為 ける 度 發 通 0 たる 現金

įζ n

襲はれ

は収

付に週ひ法貨は死職されて跡然かも財界不穩にして人心恐

たる

13

の不備なる

b

n

に於け

る無政府

政治の産

せられ

換紙幣な

の制裁を受けずして發行

7

小

等にして現金代用券總發行高三億三千 のも 交換所 金手形 貸付 工業者 別するときは次表の 證 劵 四百弗の E

工業者 引者 小切手 小 切手

加の徐地なきに至 救濟する きは 代用券は有效に其 絶ち適法なる 為め大蔵郷は 米國政府 C. る資金を吸集し銀行 に防護 國立 が爲に 一銀行に 0 政 収 るや 6 對 職分 方法 する の取 たる る救濟策、 れる政 預託高 を載く 際政 なら時に //> 八日 13 の發行 を他に 府 ٦٢' 策に ナ 增 し無數の破綻倒産 は マ運河 R 金融上 し此以上 つきて 高 間 て此等諸 に死 限 を増加せん 一の騒擾を 開 整資金 滅せら ケ

言す

に増

三三四七

五百 7

應募を

之を以

C

後者に對

L

ては千

五百

手形

發行

には二千

华三

Sh の 下 六千 C. 於 n た 先 17 Ħ 句より十 月二日 C は 八 છે たる獨乙帝國銀行の金利歩合も る英蘭銀行 づ危期を脱し大臓郷は國 行 不足高五 る消滅 十三萬 は法 问 百弗 つきたる V 體 **师の多きに及びたり、** 伝定割合を超過するこ 品に復せり 21 一月の上 は其準 八千弗不足せしが し受換所 せるゝ 策の為 起り てとは之を知 萬弗に減 公債 τ. 步 備 一句にか を擔保 に通 傾向を表はせり、 金は 合 組 合銀 も又七分五 して金貨 E 法 庫金を回 b けて七分に引 T 定 こと四千 行 九百八年 の進 1. 割 次週十 るな も多 一月下 合に は 厘に 更に紙幣 一月 Т. Ä. 收 金 み通 對 此等を以 漸次恢 ~紐育より に至 引 旬 百 二月 し に至り て三千 貨に £ Ŀ 月 增加 げら りて 日 を發 げ

通貨制度の改芸

ほなく暴露せり、卽通貨伸縮力の缺乏是なり、銀十月のパニックは米國銀行制度の 一大缺點を遺

質され **通上** ざれ はず を與 らるゝ 0 危險を認め 9 通貨膨脹 億 億 H 7 債保證 一に金貨を ば伸縮力ある 17 弗の紙幣に加 へ得るやは容易に解決を見るべ 紙 縮力 ч 幣なる ある 且平常には銀行は許さ 至り ては常 程度 酸プウ 南 て之を避け の恐むること 以て 12 行どラ U 6 B で全然廢止して 紙 4 n 17 つゝある 0) 独幣を發行せんと欲せばつゝあるが放に之以上回て直接間接に発換の保護 kn 於 ふるに國立銀行紙幣の増發 は ものとならず、 べて其發行 國の通 3 h を興 から を願 爲に立案せられ 膨 てす該案 貨 慮せ れたる權利を全部行 を制 が常 0 0 ~ の保證 ざる 現在米國人は 険な 3 限 くもあらず 17 上國立銀行に な 可ら する 保護信託 3 を以て 办 に認 る紙 たるも にあら 42 ず Ł 此 幣 流 15

みと収 衆國の政體上 らんとして各 得數と尊 1 行 銀 關係を結 する に融通し 在 行 A. 院を通 質を有 高 案の 」兩案の混成とも云ふべき新議案なり、 0 0 i_j^i 0 し必要に應じ大濊鄕の認 國立 廢 8 n に最初二ヶ月間 重 內 11: Z; き個 たる資金を更に して 種立案され 到底行はれ得べきものにあらず するなり、 3 したると同 政 行制度を維 たるは、 言す 不府管督 然 人 n 幣發 E 'n \$ 是れ たりしが昨 ば 行 の下 年六分の 才 特して通 引 1#1 する して日 嘗て 央銀 央銀 せず ĺζ を之に收め 17 の紙幣の A 可を得て總額 晋 に融 以て 行 行 課税を行 τ ッ 本。銀 が國 貨 設 は 支 年五月三十 つの伸縮 國 國 通 置 に於て 立銀行 する 近. in 0 行 銀行 本 して 713 \mathcal{N} 國 と 而し £ 立 ٤ リ 8 は 0

基金の五 五百萬弗 發行 ると規定した 資本金及積立金の三割を超ゆるを許丈け發行を許可せる以外に一該發行業手形を保證とする場合には手形市 行 資本金及積立金の三割 に右公債市價の九割 金の四 U以 は唯一 るを許 備は『各州郡 せるも べ後 アッシ 銀行 くな何 は 容したるが州 現行法 は之が 應大臓郷の認可を得 金を 分を のならざる可 以 に當る紙幣 L, 上より 爲め行 規定たり 七頁參照) 制に修正 シ は現行 次に 公價 3 制まで發行するを得れどの認可を得たる上單獨に 成る「ナ 1 認可を得たる上單獨にて勝手州、郡、市諸公債の場合には發傾」の外に商業手形」をも充用 9 を後 同 定し 敷拾 」(國立 からずとの L 華盛順政 幣兌換券に對する保證 別に中 簡以上 たり したる國立銀行に限 ショナ 紙幣發行組合 に已に 市價の七 資本金及積 資本金及積立金 行数は發行銀行 行級は發行銀行 の上制五分 預入 N 敎 ぞ 力 授最 V を組 ン 2

は主とし たるも のな て堀 b 江教授研 曾 の講

未だ し虎視吼 を破集する 步 0) 0 る 1 に我 1 業與 多に宮庫は 比 1 に非 易 舶 B 利關係を有 起の除 C 12 今日 0) 非 利 ざる 不は 深獨占に歸い 完全 11 17 IC よりて 地充分に存 未だ開發せられ 了 於 7 せる 6. は な相 mi は h 位 吸々たる既に人 11 L 事業は本國より 貿 利に經營せら 7 胩 5 一易の盛 せり諸 代に於 彼 0 4 らず未だ見 0 だるもの。境域は廣 接近し 外國人 7 を呈せる又昔 谷 ñ L 交通 尚ほ Ò は之に 大に る 多 9 < くして に足 阿亿 利の の發 交通 > 利 17 権は 南 住 資 3 b 選頻で 民

> 接し 観するを要 B 略 とせ ぼ其 0 亦 h (盛況 ----理 が殊 15 を しとせず 12 じ 我國に最も近くして且互 人發展の急 とる なるを示 のニ 者を 8 120

商業地

立商戰 るも を連 是れ至く を認 屋 は蘇 者 小 R 17 0 並 は 列せる 賣 Æ > め の囂然たる 其 店 蘇州 42 如 F 0 7 直地は上 劣る幾 より 人 皮根の あ 分 は 銀行、 の三を占め 6 貨 は 現に 關條約 ものあり然るに杭州 间 游 0) 観察に出 1. 13 達せ か吾人 兩巻屋等省な繁盛を示し 約 る 12 外 亦船 近く 五十 に依 やを知らずと云 3 の發展 づるも 其商 門内に 舶 萬 b 16 8 75 8 1 業 12 扇 有 変型 米發達に困難、 水州は左迄の盛 ・ 小橋林 の に を発 地としては は しか 巨商富豪 商れ 人者多 して商 綢緞 11> 業 たる三港 を答 9 杭

展の 又商業家として原 の發達を表は でおいると云ふべいの所以安徽江戸 いにも通ず 織波に せる せん Ţ -1: 17 ġ より J. あ し易 を見る 12 地 地充 7 の存 は繭 に販 111 大運 域 べき鐵 13 う 分 、棉、菜餅 路 し我 屰 べ ~ 四 河に臨む拱宸橋に至る な 7, を見るべ 0) 到 6 17 福建三省 道が成る 商人 巖 傠 料 るも は錢 を此 張を B 兩 カゞ 12 云人 (否な 康江 地 求 此 街 なる に買收し 處に根據 に於け ベ州 べく め Ø) 12 んに 表はさ ζ. 12: 、又以びて 流に經營せ 仰げるこ 今 油 12 は は 本國に を据 lZ 利 位 鉞 Ġ 11 接せる 道の完成 到る 3 Т. は 鏠 3 す かゞ かへる進 浙 商 疵 處に充 致さん ĬĬ. liit. lζ h 放 疋 412 江 とす なと 更 省內 充 カゞ 13 3 方 ベ 17 爲 12 稲 近 發 分

圓滑に (各論) と言 發展 し得るところ非ずして はず 或は 部?)の 業 人に持つも ~: 1t 迁 し然共斯 を望 進 を C 目 案ずる 以上 共要は富豪家巨 て四 はん 17 者 年 U び者 0) 商業道 は單に概括的 立 時 然らば何が 0 共に市場 に現 0) 脚 の欲せざるところにして又質に所種富豪家に依る繁昌地は將來永遠 办 なるが を示 を据べさにあ 3 đ) 德的 令 d. る نے Įζ 寧ろ之に次ぎ 又絕對 彼の の好況を來 攸 7 行 119 に蘇 為の種 比較論 12 0 先年米 に於 3 到 到底一言の能く答へ 0 b 3 **吹ける商品は・** 子は 50 を要する は隆盛を呈して な かず せるが 國 南 爲 なするもの 弘 b) ばな 此 貿易を營 ö ^ 金融常 训 110 6 本清 放な 12 9 は 19 酒 O) 上ん 显入 輸 游 13 51